

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月20日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第8号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------|----------|---|-----------------|------|--|
| 別表第1（第2条、第4条関係） | | | 別表第1（第2条、第4条関係） | | |
| 市町名 | 機関 | 職名 | 市町名 | 機関 | 職名 |
| 略 | | | 略 | | |
| 東かがわ市 | 本庁 | 略 | 本庁 | 市長部局 | 略 |
| | | 市長部局 | | | 部長、 <u>主席</u> 、 <u>会計管理者</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>主幹</u> 、 <u>総務課の秘書・人事グループの副主幹</u> （グループリーダーに限る。）、 <u>財務課の経営グループの副主幹</u> （グループリーダーに限る。） |
| | 略 | 略 | 略 | | |
| 略 | | | 略 | | |
| 直島町 | 略 | 会計管理者、 <u>課長</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>事務長</u> 、 <u>看護師長</u> 、 <u>主幹</u> | 直島町 | 略 | 会計管理者、 <u>課長</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>事務長</u> 、 <u>主幹</u> |
| | 町長部局 | | | 略 | |
| | 略 | | | 略 | |
| | 認定こども園 | 略 | | 幼児学園 | 略 |
| 略 | | | 略 | | |
| 琴平町 | 略 | 課長、 <u>室長</u> 、 <u>主幹</u> 、 <u>学校給食センター所長</u> | 琴平町 | 略 | 課長、 <u>主幹</u> 、 <u>学校給食センター所長</u> |
| | 教育委員会事務局 | | | 略 | |
| | 略 | | | 略 | |
| 略 | | | 略 | | |
| 別表第2（第2条、第4条関係） | | | 別表第2（第2条、第4条関係） | | |

| 一部事務組合 | 職名 |
|--------------|---|
| 略 | |
| 大川広域行政組合 | 事務局長、施設管理者、事務局次長、 会計管理者、主幹、 <u>大川広域志度クリ ーンセンター</u> 所長、 <u>さざんか荘</u> 園長 |
| 略 | |
| 小豆地区広域行政事務組合 | 事務局長、会計管理者、事務局次長、 人事担当副主幹、 <u>小豆島老人ホーム施 設統括官・園長・副園長</u> 、 <u>小豆島クリ ーンセンター</u> 所長 |
| 略 | |

| 一部事務組合 | 職名 |
|--------------|--|
| 略 | |
| 大川広域行政組合 | 事務局長、施設管理者、事務局次長、 会計管理者、主幹、 <u>所長</u> 、 <u>さざんか荘 の園長</u> |
| 略 | |
| 小豆地区広域行政事務組合 | 事務局長、会計管理者、事務局次長、 人事担当副主幹、 <u>小豆島老人ホーム園 長・副園長</u> 、 <u>小豆島クリーンセンター 所長</u> |
| 略 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。